

岡山大学大学院環境生命自然科学研究科における修士論文の審査に関する申合せ

令和5年4月26日 代議員会議承認

令和5年7月26日 代議員会議改訂

令和7年12月17日 代議員会議改訂

修士論文が満たすべき水準および評価項目

1. 修士論文申請者は、岡山大学および大学院環境生命自然科学研究科のディグリー・ポリシーを満たすとともに、社会において高度の専門性を生かし、問題設定と解決に向けた研究や技術開発に取り組むことのできる能力とその基盤となる学識を有していること。
2. 申請の修士論文は、信頼性の高い結果と誠実な考察に基づいて、明快かつ論理的に書かれていること。
3. 研究が共同研究としてなされたものである場合、研究遂行が申請者によって主体的になされていること。

審査委員会

1. 審査委員会は、学位論文提出者の正指導教員（以下「主査」という。）と副指導教員で構成する。ただし、主査が必要と認めた場合は、主査・副指導教員以外の者を審査委員会に加えることができる。なお、学外の者を審査委員会に加える場合は、予め大学院環境生命自然科学研究科代議員会議（以下「代議員会議」という。）における資格審査において、博士前期課程に係る研究指導及び授業担当を行うことができると判定されなければならない。
ただし、以下のいずれかに該当する者は、代議員会議における資格審査を要しない。
 - (1) 岡山大学大学院若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院において、博士前期課程担当又は博士後期課程担当（本研究科教員の授業担当等の資格審査において、博士前期課程又は博士後期課程担当に係る研究指導及び授業担当を行うことができると判定された場合に相当する状態をいう。以下同じ。）の教授、准教授又は講師としての職歴を有していた者
 - (2) 本研究科、大学院自然科学研究科又は大学院環境生命科学研究科において、博士前期課程担当又は博士後期課程担当の教員としての職歴を有していた者（ただし、助教を除く。）
 - (3) 代議員会議、大学院自然科学研究科専攻長会議、大学院環境生命科学研究科専攻長会議における学位審査委員の資格審査において、博士前期課程担当又は博士後期課程担当の教授、准教授又は講師に相当する者と判定されたことがある者
2. 上記にかかわらず、大学院環境生命自然科学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めた場合は、研究科長が審査委員会の構成員を指名することができる。

審査の方法

審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行い、学位論文審査・最終試験成績報告書を学位プログラム長又は副学位プログラム長を経て、研究科長に提出する。

提出された学位論文審査・最終試験成績報告書に基づき、代議員会議において、修士論文の審査、最終試験の可否を決定する。

以上